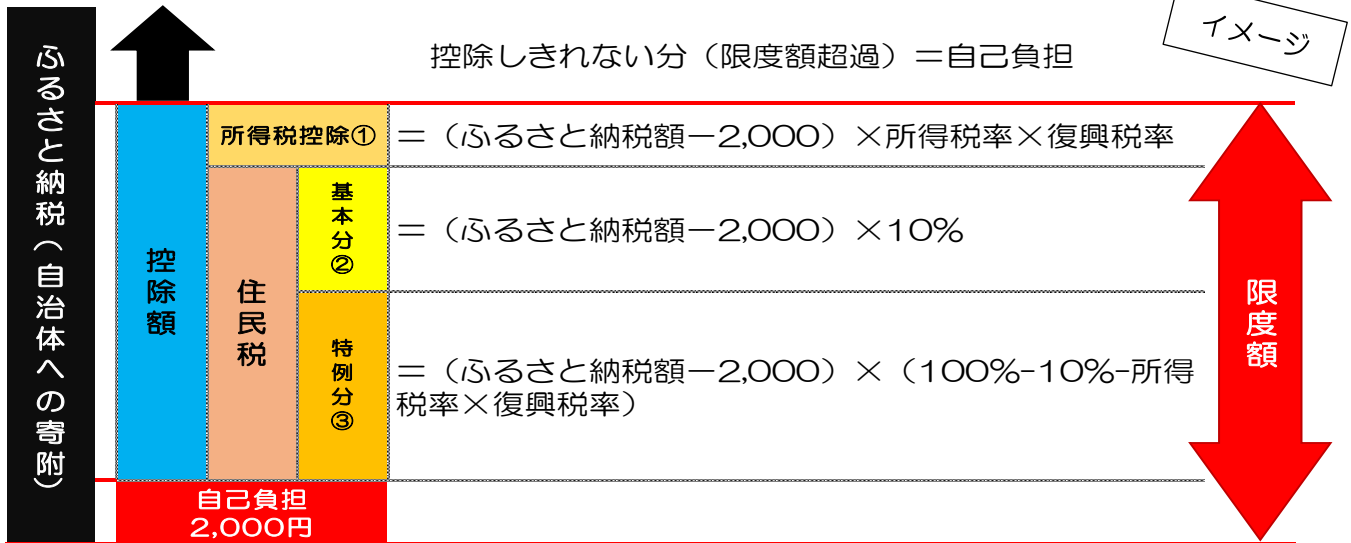


# ふるさと納税の限度目安 速算表

ふるさと納税取扱業者のウェブサイトにて試算ができるものもありますのでご参照ください。



この資料は令和3年5月現在の法令に基づき作成しています

※税率の端数関係で、数円程度のズレが確定申告とワンストップ特例で生じることがある

※①の限度は「総所得の40%」、②の限度は「総所得の30%」、③の限度は「住民税所得割の20%」

★ポイント★ 翌年以降の分について、住民税額が確定していないので正確な限度額を出すことはできません！

**ふるさと上限目安 = 個人住民税所得割額 × 20% ÷ (90% - 所得税の税率 × 1.021) + 2千円**

※所得割額 = 税額控除前の金額なので、住宅ローン控除（税額控除）などがあるとその分を考慮する必要あり。

1.021 = 復興特別所得税（2.1%）のこと。ただし、上限額が所得割の20%を超えた場合は、20%の額で限界。

※ここでいう上限（限度）とは、個人住民税の所得割額がふるさと納税による寄附金税額控除を適用した場合、0円になることをいいます。（調整控除や住宅ローン控除などは考慮していません。）

## ◆ 総合課税の場合（申告分離課税と併せて課税される場合も同様）

所得税の課税所得額	所得税の税率	上限額を求める計算式
～195万円以下	5%	個人住民税所得割額 × 23.558% + 2千円
195万円超～330万円以下	10%	個人住民税所得割額 × 25.065% + 2千円
330万円超～695万円以下	20%	個人住民税所得割額 × 28.743% + 2千円
695万円超～900万円以下	23%	個人住民税所得割額 × 30.067% + 2千円
900万円超～1800万円以下	33%	個人住民税所得割額 × 35.519% + 2千円
1800万円超～4000万円以下	40%	個人住民税所得割額 × 40.683% + 2千円
4000万円超～	45%	個人住民税所得割額 × 45.397% + 2千円

(ex) 23.558%の根拠 上限額の式より、20% ÷ (90% - 5% × 1.021) = 23.558%

## ◆ 分離課税だけの場合

所得税の所得区分	所得税の税率	上限額を求める計算式
上場株式等に係る配当所得	15%	個人住民税所得割額 × 26.779% + 2千円
株式等に係る譲渡所得		
先物取引に係る雑所得等		
土地、建物等に係る長期譲渡所得	30%	個人住民税所得割額 × 33.687% + 2千円
土地、建物等に係る短期譲渡所得		
土地等に係る事業所得等	40%	個人住民税所得割額 × 40.683% + 2千円

上記所得税率は、国税庁ホームページ等でご確認のうえ試算くださるようお願いいたします。

(ex) 26.779%の根拠 上限額の式より、20% ÷ (90% - 15% × 1.021) = 26.779%

# 【参考】個人住民税の所得割額を知る方法

所得割額は、毎年税額が変わります。  
(収入や控除(社会保険料額)の内容が毎年一定でない等の理由による。)

## ◎ 給与所得(特別徴収)の場合(特別徴収税額決定通知書(例年5~6月に勤め先経由でお渡しします))

給与収入 給与所得 退職所得 その他の所得計	主たる給与 以外の合算 所得区分 総所得金額①	控除 所得 控除 所得 控除 所得	課税 標準 所得 ③ 山林所得 分離短期譲渡 分離長期譲渡 株式等の譲渡 上場株式等の配当等 先物取引	税額 控除 前 所得 割額 ④ 税額控除額⑤ 所得割額⑥ 均等割額⑦ 税額控除前所得割額⑧ 税額控除額⑨ 所得割額⑩ 均等割額⑪ 特別徴収税額⑫ 控除不足額⑬ 既充当額⑭ 既納付額⑮ 差引納付額⑯⑰⑱⑲ 変更前税額⑳ 増減額(㉘-㉙) 変更月	年度 給与所得等に 受給者番号 住 知立市 あなたの特別徴収税額を九記のとおり決定 知します。また、この通知書の記載事項に 対して審査請求をすることができます。こ けた日の翌日から起算して6か月以内に申 告が、処分取消しの場合は、前記の審査 請求があった日から3か月を経過して けるため取消の必要があるとき、ごとの申 告を提出することができます。
---------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	--	---	--

税額控除前所得割額の市民税+県民税の金額  
=個人住民税の所得割額

## ◎ 給与所得以外(普通徴収)の場合(納税通知書兼税額決定通知書(例年6月に送付します))

年度分の市民税・県民税 賦課明細書 その2  
単位:円(1,000円未満切捨て)

課税標準額	総所得	算出税額	税額控除等	所得割額	均等割額
-------	-----	------	-------	------	------

算出税額にある市民税分+県民税分の金額  
=個人住民税の所得割額  
※分離の場合、分離の旨記載あり

区	分	市民税分(円)	県民税分(円)
算出税額	総所得		

年	税額(円)
給与からの特別徴収税額(円)	
公営住宅からの特別徴収税額(円)	
普通徴収税額(円)	
控除不足額(円)	

## ◎ 課税証明書の場合(窓口で申請いただくものです)

令和 年度 市・県民税課税証明書

課税標準額(総所得)に税率(10%(総合課税の場合:市民税6%+県民税4%))を掛けた数字

※証明書にある税額内訳の「所得割額」は、税額控除後(調整控除などを引いた額)となりますのでご注意ください。